

「中間貯蔵施設」という欺瞞

福井県知事が、運転停止中の大飯3・4号の再稼働に同意した。早ければ来年1月にも再稼働するという。その条件として、西川知事は「使用済み燃料の県外持ちだし」を関電と経産省に要求し、両者ともこれを呑んだ。以前から福井県は、使用済み燃料の県外移設を関電に要求し、関電はいずれ移転先(中間貯蔵場所)を確保すると言ってきたが、今もってその場所は提示出来ていない。原発再稼働を急ぐ政府も、来年1月には中間貯蔵場所を確保すると約束したが、果たして約束は守れるのか。この件は、今後全国の原発でも起こる問題を顕在化させた。

トイレのないマンション

原発は当初から「トイレのないマンション」と言われてきた。廃棄物処理方法が示されなかったからである。100万Kwの原発からは、1年4か月毎の定期点検で約100トンの使用済み燃料が取り出され、使用済み燃料プールで3~5年間冷却した後、再処理し高レベル廃棄物を地層処分する…というシナリオだった。しかし、青森県六ヶ所村の再処理工場は、建設開始から24年経った今も、運転の見通しは立たない。それに、高レベル廃棄物処分場も決まらない。その結果、各原発で使用済み燃料プールが満杯になりつつある。大飯原発の使用済み核燃料貯蔵プールの容量は1,420トンだが、既に70%詰まっている。全国の原発の使用済み燃料の総貯蔵容量2万トンのうち、1.5万トンは詰まっている。福島原発事故後、現在動いているのは高浜3・4号など5基だけだが、今後再稼働が続けば、早晚、使用済み燃料プールは満杯になる。それで福井県知事は、県外持ち出しを再稼働の条件にした。国も関電も「県外の中間貯蔵施設」を約束したが、福井県以外のどこが引受けるといえるのか。結局、中間貯蔵施設は決まらないまま、再稼働を始めるのではないか。

「中間貯蔵施設」の欺瞞

中間貯蔵施設は、最終処分引き延ばしの口実である。福島原発事故で発生した膨大な量

の剥離土壌のうち、10万Bq/Kg以上の物は、大熊町と双葉町に「中間貯蔵施設」を作って保管し、30年以内には他所に移動するという約束を、両町と国は交わした。その対価として国は、今後3,010億円支払うという。しかし、永久貯蔵所になることを恐れる住民の反対で、予定の20%しか場所は確保出来ていない。最終処分場を示せず、「中間貯蔵」の空約束と金による、その場しのぎの姑息な政策である。実は、こうした欺瞞のルーツは、青森県六ヶ所村再処理工場だ。工場建設に当たり、国と日本原燃は青森県と約束を交わした。「全国から運び込まれる使用済み燃料を再処理し、高レベル廃棄物は30~50年間ここで冷却後、県外の最終処分場に移す」というものだが、実現の目途は立っていない。また、東電と日本原電は昨年、青森県むつ市に国内初の使用済み燃料用中間貯蔵施設を建設した。東電管内の使用済み燃料を運び込む。これも再処理までの中間貯蔵であり、年間23億円の交付金と固定資産税が支払われる。青森県知事は、六ヶ所村も含めた県内の使用済み燃料について、「再処理出来なければ全て元の原発に送り戻す」と明言している。「原発マンションのトイレは引き受けない」というのだ。これ以上、再稼働で使用済み燃料を増やしてはならない。

(2017年11月30日 河田)